



1 しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者総合支援法／障害者差別解消法

しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法

しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法によるサービス

障害者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」※に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

※正式名称…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

たいしょう ◆対象

障害者総合支援法が対象とする障害の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等※としています。

なお、介護保険制度により、障害者総合支援法と同種のサービスが利用できる場合は、介護保険によるサービスが優先されます。

※難病の対象疾病は平成 30 年 4 月時点で、359 疾病です。（24 ページをご覧ください。）

たいけい ◆サービスの体系

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

●自立支援給付

全国共通の基準で提供されるサービスです。サービスの種類には、

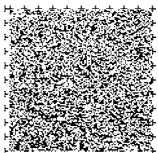
- ・介護給付 居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）生活介護、施設入所支援 など
- ・訓練等給付 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、共同生活援助（グループホーム） など
- ・自立支援医療 更生医療、育成医療、精神通院医療（57～59 ページをご覧ください。）
- ・補装具費の支給（66 ページをご覧ください。）

などがあります。

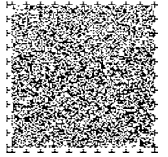
●地域生活支援事業

各区市町村等が地域の特性を考慮し、創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを提供します。自治体によって、サービスの内容などが異なります。

千代田区では、コミュニケーション支援事業（94 ページ、101 ページ）、日常生活用具等給付事業（68 ページ）、移動支援事業（77 ページ）などのサービスがあります。各サービスの詳細については、該当ページをご覧ください。

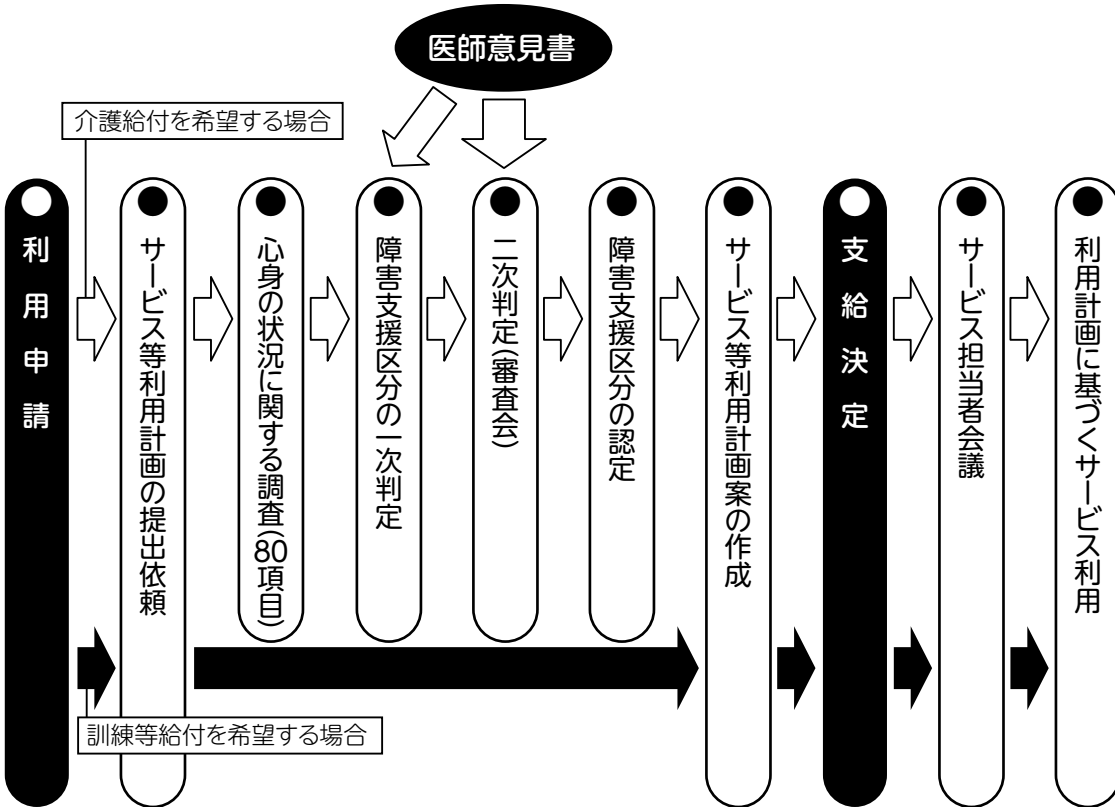


しょうがいふくし とう
◆障害福祉サービス等について (かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ そうだんしえん)
 (介護給付・訓練等給付・相談支援)



障害福祉サービスは、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われます。

サービスは、介護の支援を受けるには「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。



障害者総合支援法／障害者差別解消法

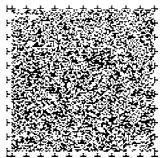
★障害支援区分とは

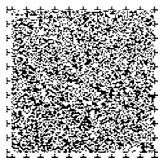
障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は80項目あり、各区市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて区市町村が認定します。

●サービス利用についての相談窓口

- 身体障害・知的障害の方 障害者福祉課総合相談担当
 TEL：5211-4217 FAX：3556-1223
- 精神障害・難病患者の方 千代田保健所健康推進課保健相談係
 TEL：5211-8175 FAX：5211-8192
- 障害児 児童・家庭支援センター発達支援係
 TEL：5298-2424 FAX：5298-0240





●サービスの内容

※表中の「㉞」は「障害者」、「㉟」は「障害児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

1 介護給付

| | |
|----------------------------|---|
| ① 居宅介護（ホームヘルプ） ㉞ ㉟ | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| ② 重度訪問介護 ㉞ | 重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018（平成30）年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。 |
| ③ 同行援護 ㉞ ㉟ | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| ④ 行動援護 ㉞ ㉟ | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| ⑤ 重度障害者等包括支援 ㉞ ㉟ | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |
| ⑥ 短期入所（ショートステイ） ㉞ ㉟ | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| ⑦ 療養介護 ㉟ | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| ⑧ 生活介護 ㉞ | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |
| ⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） ㉞ | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

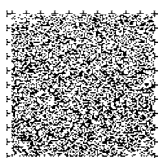
2 訓練等給付

| | |
|----------------------------|--|
| ① 自立訓練 ㉞ | 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。 |
| ② 就労移行支援 ㉞ | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| ③ 就労継続支援（A型＝雇成型、B型＝非雇成型） ㉞ | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。 |
| ④ 就労定着支援 ㉞ | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。 |
| ⑤ 自立生活援助 ㉞ | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。 |
| ⑥ 共同生活援助（グループホーム） ㉞ | 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。 |

※グループホームのサテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

※④と⑤は2018（平成30）年の法改正により新設されました。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。



3 相談支援

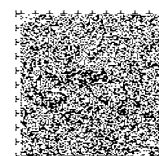
| | |
|----------------------------------|---|
| <p>① 計画相談支援 (者) (児)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 |
| <p>② 地域移行支援 (者)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 |
| <p>③ 障害児相談支援 (児童福祉法) (児)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 |

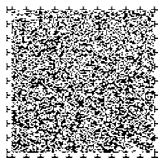
※障害児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

●サービスが利用できる事業所を探すには

東京都福祉保健局のホームページ「東京都障害者サービス情報」から、受けたいサービスや地域などから、障害者総合支援法によるサービスを提供する東京都内の事業所が検索できます。

URL：<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp>





じどうふくしほう
児童福祉法によるサービス

障害児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、区市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

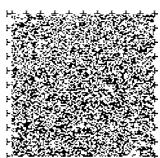
- サービス利用についての相談窓口
児童・家庭支援センター発達支援係
TEL : 5298-2424 FAX : 5298-0240

- サービスの内容
都道府県

| | | |
|---------|------------|---|
| 障害児入所支援 | 福祉型障害児入所施設 | 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。 |
| | 医療型障害児入所施設 | 施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。 |

市町村

| | | |
|---------|-------------|--|
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。 |
| | 医療型児童発達支援 | |
| | 放課後等デイサービス | 学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。 |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所等（※）を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018（平成30）年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。 （※）保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等 |



りようしゃふたん ■利用者負担のしくみ

障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用した場合、月ごとの利用者負担額は、収入・所得に応じて上限があります。また、負担を軽減するために世帯収入に応じた負担軽減策を設けています。

●月ごとの利用者負担上限額

障害福祉サービスなどを利用した場合、1割の定率負担があります。定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

| 所得区分 | 世帯の収入状況 | | 負担上限月額 |
|------|----------|---|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | | 0円 |
| 低所得 | 区民税非課税世帯 | | 0円 |
| 一般1 | 障害者 | 区民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く（注1） | 9,300円 |
| | 障害児 | 区民税課税世帯（所得割28万円未満） ※入所施設利用者（20歳未満）を除く（注2） | 4,600円 |
| 一般2 | 上記以外 | | 37,200円 |

（注1）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

（注2）障害児入所施設利用者の上限額は9,300円です。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

| 種別 | 世帯の範囲 |
|---------------------------------|-------------------|
| 18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く） | 本人とその配偶者 |
| 障害児 （施設に入所する18、19歳を含む） | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

●高額障害福祉サービス等給付費等

同一世帯で障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合や同一人が障害福祉サービス、介護保険サービス、補装具費の支給及び障害児通所を利用した場合に、基準額を超えた利用者負担額について、高額障害福祉サービス等給付費等として支給されます。

●高齢障害者の利用者負担の軽減

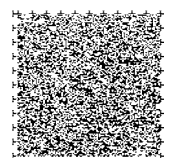
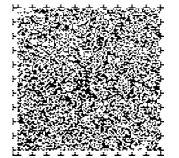
障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳になり介護保険サービスに移行すると、利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、平成30年4月より、利用者負担を軽減する仕組みが設けられました。

●食費実費負担の軽減

通所施設、短期入所利用者の場合、食費実費負担について、食材費のみの負担となるように軽減されます。ただし、一般世帯のうち所得割16万円（障害児の場合は28万円）以上の方は、対象になりません。

●障害福祉サービスの利用者負担の軽減（千代田区独自の軽減制度）

区民税所得割16万円未満の世帯について、居宅介護を含むすべての障害福祉サービスの1割（10%）の定率負担を5%に軽減します。



なんびょうかんじゃとうたいしょうしゅべいいちらん へいせい ねん がつついたちげんざい
■ 難病患者等対象疾病一覧 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

※特定疾病（難病）医療費助成制度対象疾病と同一ではありません。

平成 30 年 4 月 1 日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧 (359 疾病)

※新たに対象となる疾病（1 疾病）

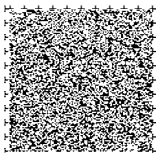
△表記が変更された疾病（3 疾病）

○障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

| 番号 | 疾病名 |
|----|----------------|
| 1 | アイカルディ症候群 |
| 2 | アイザックス症候群 |
| 3 | IgA 腎症 |
| 4 | IgG4 関連疾患 |
| 5 | 亜急性硬化性全脳炎 |
| 6 | アジソン病 |
| 7 | アッシャー症候群 |
| 8 | アトピー性脊髄炎 |
| 9 | アペール症候群 |
| 10 | アミロイドーシス |
| 11 | アラジール症候群 |
| 12 | アルポート症候群 |
| 13 | アレキサンダー病 |
| 14 | アンジェルマン症候群 |
| 15 | アントレー・ピクスラー症候群 |
| 16 | イソ吉草酸血症 |
| 17 | 一次性ネフローゼ症候群 |
| 18 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 |
| 19 | 1p36 欠失症候群 |
| 20 | 遺伝性自己炎症疾患 |
| 21 | 遺伝性ジストニア |
| 22 | 遺伝性周期性四肢麻痺 |
| 23 | 遺伝性膀胱炎 |
| 24 | 遺伝性鉄芽球性貧血 |
| 25 | ウィーバー症候群 |
| 26 | ウィリアムズ症候群 |
| 27 | ウィルソン病 |
| 28 | ウエスト症候群 |
| 29 | ウェルナー症候群 |
| 30 | ウォルフラム症候群 |
| 31 | ウルリッヒ病 |
| 32 | HTLV-1 関連脊髄症 |
| 33 | ATR-X 症候群 |
| 34 | ADH 分泌異常症 |
| 35 | エーラス・ダンロス症候群 |
| 36 | エプスタイン症候群 |
| 37 | エプスタイン病 |

| 番号 | 疾病名 |
|----|------------------------------|
| 38 | エマヌエル症候群 |
| 39 | 遠位型ミオパチー |
| 40 | 円錐角膜 ○ |
| 41 | 黄色靂帯骨化症 |
| 42 | 黄斑ジストロフィー |
| 43 | 大田原症候群 |
| 44 | オクシピタル・ホーン症候群 |
| 45 | オスラー病 |
| 46 | カーニー複合 |
| 47 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん |
| 48 | 潰瘍性大腸炎 |
| 49 | 下垂体前葉機能低下症 |
| 50 | 家族性地中海熱 |
| 51 | 家族性良性慢性天疱瘡 |
| 52 | カナバン病 |
| 53 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 |
| 54 | 歌舞伎症候群 |
| 55 | ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 56 | カルニチン回路異常症 |
| 57 | 加齢黄斑変性 ○ |
| 58 | 肝型糖原病 |
| 59 | 間質性膀胱炎（ハンナ型） |
| 60 | 環状 20 番染色体症候群 |
| 61 | 関節リウマチ |
| 62 | 完全大血管転位症 |
| 63 | 眼皮膚白皮症 |
| 64 | 偽性副甲状腺機能低下症 |
| 65 | ギャロウェイ・モフト症候群 |
| 66 | 急性壊死性脳症 ○ |
| 67 | 急性網膜壊死 ○ |
| 68 | 球脊髄性筋萎縮症 |
| 69 | 急速進行性糸球体腎炎 |
| 70 | 強直性脊椎炎 |
| 71 | 強皮症 |
| 72 | 巨細胞性動脈炎 |

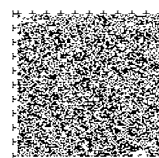
| 番号 | 疾病名 |
|-----|----------------------|
| 73 | 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変） |
| 74 | 巨大動静脈奇形（頸部顔面または四肢病変） |
| 75 | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 |
| 76 | 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変） |
| 77 | 筋萎縮性側索硬化症 |
| 78 | 筋型糖原病 |
| 79 | 筋ジストロフィー |
| 80 | クッシング病 |
| 81 | クリオピリン関連周期熱症候群 |
| 82 | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 |
| 83 | クルーゾン症候群 |
| 84 | グルコーストランスポーター1欠損症 |
| 85 | グルタル酸血症 1 型 |
| 86 | グルタル酸血症 2 型 |
| 87 | クロウ・深瀬症候群 |
| 88 | クローン病 |
| 89 | クロンカイト・カナダ症候群 |
| 90 | 痙攣重積型（二相性）急性脳症 |
| 91 | 結節性硬化症 |
| 92 | 結節性多発動脈炎 |
| 93 | 血栓性血小板減少性紫斑病 |
| 94 | 限局性皮質異形成 |
| 95 | 原発性局所多汗症 ○ |
| 96 | 原発性硬化性胆管炎 |
| 97 | 原発性高脂血症 |
| 98 | 原発性側索硬化症 |
| 99 | 原発性胆汁性胆管炎 |
| 100 | 原発性免疫不全症候群 |
| 101 | 顕微鏡の大腸炎 ○ |
| 102 | 顕微鏡的多発血管炎 |
| 103 | 高 IgD 症候群 |
| 104 | 好酸球性消化管疾患 |



| 番号 | 疾病名 | |
|-----|-----------------|---|
| 105 | 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 | |
| 106 | 好酸球性副鼻腔炎 | |
| 107 | 抗糸球体基底膜腎炎 | |
| 108 | 後縦靭帯骨化症 | |
| 109 | 甲状腺ホルモン不応症 | |
| 110 | 拘束型心筋症 | |
| 111 | 高チロシン血症 1 型 | |
| 112 | 高チロシン血症 2 型 | |
| 113 | 高チロシン血症 3 型 | |
| 114 | 後天性赤芽球癆 | |
| 115 | 広範脊柱管狭窄症 | |
| 116 | 抗リン脂質抗体症候群 | |
| 117 | コケイン症候群 | |
| 118 | コステロ症候群 | |
| 119 | 骨形成不全症 | |
| 120 | 骨髄異形成症候群 | ○ |
| 121 | 骨髄線維症 | ○ |
| 122 | ゴナドトロピン分泌亢進症 | |
| 123 | 5p 欠失症候群 | |
| 124 | コフィン・シリス症候群 | |
| 125 | コフィン・ローリー症候群 | |
| 126 | 混合性結合組織病 | |
| 127 | 鰓耳腎症候群 | |
| 128 | 再生不良性貧血 | |
| 129 | サイトメガロウイルス角膜炎 | ○ |
| 130 | 再発性多発軟骨炎 | |
| 131 | 左心低形成症候群 | |
| 132 | サルコイドーシス | |
| 133 | 三尖弁閉鎖症 | |
| 134 | 三頭酵素欠損症 | |
| 135 | CFC 症候群 | |
| 136 | シェーグレン症候群 | |
| 137 | 色素性乾皮症 | |
| 138 | 自己貪食空胞性ミオパチー | |
| 139 | 自己免疫性肝炎 | |
| 140 | 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 | |
| 141 | 自己免疫性溶血性貧血 | |
| 142 | 四肢形成不全 | ○ |
| 143 | シトステロール血症 | |
| 144 | シトリン欠損症 | |
| 145 | 紫斑病性腎炎 | |
| 146 | 脂肪萎縮症 | |
| 147 | 若年性特発性関節炎 | △ |
| 148 | 若年性肺気腫 | |
| 149 | シャルコー・マリー・トウース病 | |
| 150 | 重症筋無力症 | |
| 151 | 修正大血管転位症 | |

| 番号 | 疾病名 | |
|-----|---------------------------------|---|
| 152 | ジュベール症候群関連疾患 | △ |
| 153 | シュワルツ・ヤンベル症候群 | |
| 154 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 | |
| 155 | 神経細胞移動異常症 | |
| 156 | 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 | |
| 157 | 神経線維腫症 | |
| 158 | 神経フェリチン症 | |
| 159 | 神経有棘赤血球症 | |
| 160 | 進行性核上性麻痺 | |
| 161 | 進行性骨化性線維異形成症 | |
| 162 | 進行性多巣性白質脳症 | |
| 163 | 進行性白質脳症 | |
| 164 | 進行性ミオクローヌステんかん | |
| 165 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 | |
| 166 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 | |
| 167 | スタージ・ウェーバー症候群 | |
| 168 | スティーヴンス・ジョンソン症候群 | |
| 169 | スミス・マギニス症候群 | |
| 170 | スモン | ○ |
| 171 | 脆弱 X 症候群 | |
| 172 | 脆弱 X 症候群関連疾患 | |
| 173 | 正常圧水頭症 | ○ |
| 174 | 成人スチル病 | |
| 175 | 成長ホルモン分泌亢進症 | |
| 176 | 脊髄空洞症 | |
| 177 | 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。) | |
| 178 | 脊髄髄膜瘤 | |
| 179 | 脊髄性筋萎縮症 | |
| 180 | セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症 | |
| 181 | 前眼部形成異常 | |
| 182 | 全身性エリテマトーデス | |
| 183 | 先天異常症候群 | |
| 184 | 先天性横隔膜ヘルニア | |
| 185 | 先天性核上性球麻痺 | |
| 186 | 先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症 | △ |
| 187 | 先天性魚鱗癬 | |
| 188 | 先天性筋無力症候群 | |
| 189 | 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症 | |
| 190 | 先天性三尖弁狭窄症 | |
| 191 | 先天性腎性尿崩症 | |
| 192 | 先天性赤血球形成異常性貧血 | |
| 193 | 先天性僧帽弁狭窄症 | |

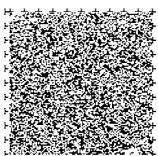
| 番号 | 疾病名 | |
|-----|------------------------|---|
| 194 | 先天性大脳白質形成不全症 | |
| 195 | 先天性肺静脈狭窄症 | |
| 196 | 先天性風疹症候群 | ○ |
| 197 | 先天性副腎低形成症 | |
| 198 | 先天性副腎皮質酵素欠損症 | |
| 199 | 先天性ミオパチー | |
| 200 | 先天性無痛無汗症 | |
| 201 | 先天性葉酸吸収不全 | |
| 202 | 前頭側頭葉変性症 | |
| 203 | 早期ミオクロニー脳症 | |
| 204 | 総動脈幹遺残症 | |
| 205 | 総排泄腔遺残 | |
| 206 | 総排泄腔外反症 | |
| 207 | ソトス症候群 | |
| 208 | ダイヤモンド・ブラックファン貧血 | |
| 209 | 第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群 | |
| 210 | 大脳皮質基底核変性症 | |
| 211 | 大理石骨病 | |
| 212 | ダウン症候群 | ○ |
| 213 | 高動脈炎 | |
| 214 | 多系統萎縮症 | |
| 215 | タナトフォリック骨異形成症 | |
| 216 | 多発血管炎性肉芽腫症 | |
| 217 | 多発性硬化症 / 視神経脊髄炎 | |
| 218 | 多発性軟骨性外骨腫症 | ○ |
| 219 | 多発性嚢胞腎 | |
| 220 | 多脾症候群 | |
| 221 | タンジール病 | |
| 222 | 単心室症 | |
| 223 | 弾性線維性仮性黄色腫 | |
| 224 | 短腸症候群 | ○ |
| 225 | 胆道閉鎖症 | |
| 226 | 遅発性内リンパ水腫 | |
| 227 | チャージ症候群 | |
| 228 | 中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群 | |
| 229 | 中毒性表皮壊死症 | |
| 230 | 腸管神経節細胞僅少症 | |
| 231 | TSH 分泌亢進症 | |
| 232 | TNF 受容体関連周期性症候群 | |
| 233 | 低ホスファターゼ症 | |
| 234 | 天疱瘡 | |
| 235 | 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 | |
| 236 | 特発性拡張型心筋症 | |
| 237 | 特発性間質性肺炎 | |
| 238 | 特発性基底核石灰化症 | |
| 239 | 特発性血小板減少性紫斑病 | |



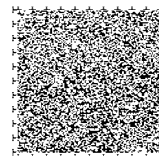
| 番号 | 疾病名 |
|-----|-------------------------------|
| 240 | 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。） |
| 241 | 特発性後天性全身性無汗症 |
| 242 | 特発性大腿骨頭壊死症 |
| 243 | 特発性多中心性キャスルマン病 ※ |
| 244 | 特発性門脈圧亢進症 |
| 245 | 特発性両側性感音難聴 |
| 246 | 突発性難聴 ○ |
| 247 | ドラベ症候群 |
| 248 | 中條・西村症候群 |
| 249 | 那須・ハコラ病 |
| 250 | 軟骨無形成症 |
| 251 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 |
| 252 | 22q11.2 欠失症候群 |
| 253 | 乳幼児肝巨大血管腫 |
| 254 | 尿素サイクル異常症 |
| 255 | ヌーナン症候群 |
| 256 | ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LNX1B 関連腎症 |
| 257 | 脳髄黄色腫症 |
| 258 | 脳表へモジゲリン沈着症 |
| 259 | 膿疱性乾癬 |
| 260 | 嚢胞性線維症 |
| 261 | パーキンソン病 |
| 262 | バージャー病 |
| 263 | 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症 |
| 264 | 肺動脈性肺高血圧症 |
| 265 | 肺胞蛋白症（自己免疫性または先天性） |
| 266 | 肺胞低換気症候群 |
| 267 | バッド・キアリ症候群 |
| 268 | ハンチントン病 |
| 269 | 汎発性特発性骨増殖症 ○ |
| 270 | PCDH19 関連症候群 |
| 271 | 非ケトーシス型高グリシン血症 |
| 272 | 肥厚性皮膚骨膜炎 |
| 273 | 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 |
| 274 | 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 |
| 275 | 肥大型心筋症 |
| 276 | 左肺動脈右肺動脈起始症 |
| 277 | ビタミンD 依存性くる病／骨軟化症 |
| 278 | ビタミンD 抵抗性くる病／骨軟化症 |

| 番号 | 疾病名 |
|-----|----------------------------|
| 279 | ビッカースタッフ脳幹脳炎 |
| 280 | 非典型溶血性尿毒症症候群 |
| 281 | 非特異性多発性小腸潰瘍症 |
| 282 | 皮膚筋炎／多発性筋炎 |
| 283 | びまん性汎細気管支炎 ○ |
| 284 | 肥満低換気症候群 ○ |
| 285 | 表皮水疱症 |
| 286 | ヒルシュスプルング病（全結腸型または小腸型） |
| 287 | VATER 症候群 |
| 288 | ファイファー症候群 |
| 289 | ファロー四徴症 |
| 290 | ファンコニ貧血 |
| 291 | 封入体筋炎 |
| 292 | フェニルケトン尿症 |
| 293 | 複合カルボキシラーゼ欠損症 |
| 294 | 副甲状腺機能低下症 |
| 295 | 副腎白質ジストロフィー |
| 296 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症 |
| 297 | ブラウ症候群 |
| 298 | プラダー・ウィリ症候群 |
| 299 | プリオン病 |
| 300 | プロピオン酸血症 |
| 301 | PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症） |
| 302 | 閉塞性細気管支炎 |
| 303 | β-ケトチオラーゼ欠損症 |
| 304 | ベーチェット病 |
| 305 | バスレムミオパチー |
| 306 | ヘパリン起因性血小板減少症 ○ |
| 307 | ヘモクロマトーシス ○ |
| 308 | ペリー症候群 |
| 309 | ペルーシド角膜辺縁変性症 ○ |
| 310 | ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。） |
| 311 | 片側巨脳症 |
| 312 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 |
| 313 | 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 |
| 314 | 発作性夜間ヘモグロビン尿症 |
| 315 | ポルフィリン症 |
| 316 | マリネスコ・シェーグレン症候群 |
| 317 | マルファン症候群 |
| 318 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー |
| 319 | 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 |

| 番号 | 疾病名 |
|-----|----------------------------|
| 320 | 慢性再発性多発性骨髄炎 |
| 321 | 慢性睥炎 ○ |
| 322 | 慢性特発性偽性腸閉塞症 |
| 323 | ミオクロニー欠神てんかん |
| 324 | ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん |
| 325 | ミトコンドリア病 |
| 326 | 無虹彩症 |
| 327 | 無脾症候群 |
| 328 | 無βリポタンパク血症 |
| 329 | メープルシロップ尿症 |
| 330 | メチルグルタコン酸尿症 |
| 331 | メチルマロン酸血症 |
| 332 | メビウス症候群 |
| 333 | メンケス病 |
| 334 | 網膜色素変性症 |
| 335 | もやもや病 |
| 336 | モワット・ウイルソン症候群 |
| 337 | 薬剤性過敏症候群 ○ |
| 338 | ヤング・シンブソン症候群 |
| 339 | 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○ |
| 340 | 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん |
| 341 | 4p 欠失症候群 |
| 342 | ライソゾーム病 |
| 343 | ラスマッセン脳炎 |
| 344 | ランゲルハンス細胞組織球症 ○ |
| 345 | ランドウ・クレフナー症候群 |
| 346 | リジン尿性蛋白不耐症 |
| 347 | 両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○ |
| 348 | 両大血管右室起始症 |
| 349 | リンパ管腫症／ゴーハム病 |
| 350 | リンパ脈管筋腫症 |
| 351 | 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。） |
| 352 | ルビンシュタイン・テイビ症候群 |
| 353 | レーベル遺伝性視神経症 |
| 354 | レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 355 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○ |
| 356 | レット症候群 |
| 357 | レノックス・ガストー症候群 |
| 358 | ロスモンド・トムソン症候群 |
| 359 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 |



障害者差別解消法



意思疎通と合理的配慮の提供

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

◆ 不当な差別的取扱いとは

障害のある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。

[例] ×障害があることを理由に窓口対応を拒否したり、順序を後回しにする。

×書面の交付、パンフレットの提供、説明会、講演会の出席を拒む。

×飲食店への入店、クラブやサークルの入会を断る。

◆ 合理的配慮の提供とは

障害のある人から、何らかの対応が必要と伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

[例] ●段差があるとき車いすをご利用の方に、同じ目の高さから声をかけ、意思を確認してから簡易スロープを使って補助をする。

●聴覚障害の方が参加する講演会で手話通訳を実施したり要約筆記を行なう。

| | 障害者差別解消法 | | 東京都の条例 |
|-----------|----------|-------|------------|
| | 行政機関 | 民間事業者 | 行政機関・民間事業者 |
| 不当な差別的取扱い | 禁止 | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮の提供 | 義務 | 努力義務 | 義務 |

※平成 30 年 10 月に、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例が施行され、東京都においては、民間事業者も合理的配慮の提供が義務となりました。

◆ 千代田区の取り組み

- 職員が法律に適切に対応するために、対応要領を策定し、ハンドブックを配布しました。
- 合理的配慮を適切に提供するため、窓口には筆談器、携帯用磁気ループ、音声拡大読書機等を配備し、出張所へは簡易スロープも配備しています。
- 合理的配慮の前提となる意思疎通の重要性から、平成 28 年 10 月に「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。
- 千代田区が共催・後援する事業や、区内事業者が開催する講演等会に参加する障害者用の手話通訳・要約筆記者等の手配費用や点字資料作成費用等の助成を行っています。(平成 29 年度～平成 33 年度)
- 障害への理解を深めながら、地域における声掛けなど具体的な配慮の普及・啓発を行う障害者サポーター「ハートクルー」の養成講座を開始しました。(平成 30 年度～)

◆ 相談窓口は

障害を理由とした不当な差別や合理的配慮の提供などについての相談窓口を設置しています。

- 千代田区 障害者福祉課障害者福祉係 電話 5211-4214

